

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）……………1
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百二二号）（抄）……………4

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質及び次に掲げる物を除く。）をいう。

一～三 （略）

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

3～10 （略）

（製造の許可）

第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地

三 第一種特定化学物質の名称

#### 四 製造設備の構造及び能力

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に通知するものとする。

第十八条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

#### (輸入の許可)

第二十二條 第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第一種特定化学物質の名称

三 輸入数量

3 第十七条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

#### (製品の輸入の制限)

第二十四條 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）を輸入してはならない。

2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

#### (使用の制限)

第二十五條 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

#### (第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)

第三十四條 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸

入の事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図ることその他当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合において、当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があるときは、必要な限度において、その指定の際当該製品の輸入の事業を営んでいた者に対し、その輸入に係る当該製品の回収を図ることその他当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があるときは、必要な限度において、当該各号に定める者に対し、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第十八条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者
- 二 第二十二條第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者
- 三 第二十四條第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者
- 四 第二十五條の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物質を使用した者

(他の法令との関係)

第五十五條 次の各号に掲げる物である化学物質については第三條、第七條第一項、第八條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第九條第一項、第十條第一項及び第二項、第十二條、第十三條第一項、第十四條第一項、第十六條、第十七條第一項、第十八條、第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條第一項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十四條第一項及び第三項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條、第四十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第四十二條の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四條第一項、第二十八條第二項、第二十九條第一項及び第三十四條の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十九條及び第四十二條の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十二條、第十六條、第二十五條、第二十六條第一項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十四條第三項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條及び第四十二條の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する食品、同條第二項に規定する添加物、同條第五項に規定する容

器包装、同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ及び同条第二項に規定する洗浄剤

二 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬

三 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料

四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

五 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療機器

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項の許可を受けないで第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者

二 第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者

四 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第三号、第五十九条又は前条 各本条の罰金刑

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）（抄）

（第一種特定化学物質）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 ポリ塩化ビフェニル

- 二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。）
- 三 ヘキサクロロベンゼン
  - 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第三条の表第三号において「アルドリン」という。）
  - 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七―エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロエキソ一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名ディルドリン。第三条の表第四号において「ディルドリン」という。）
  - 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七―エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
  - 七 一・一・一―トリクロロー二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。）
  - 八 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロー二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロー三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。）
  - 九 ビス（トリブチルスズ）〓オキシド
  - 十 N′―ジトリル―パラ―フェニレンジアミン、N―トリル―N′―キシリル―パラ―フェニレンジアミン又はN・N′―ジキシリル―パラ―フェニレンジアミン
  - 十一 二・四・六―トリ―ターシャリーブチルフェノール
  - 十二 ポリクロロー二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ〔二・二・一〕ヘプタン（別名トキサフェン）
  - 十三 ドデカクロロペンタシクロ〔五・三・〇・二・六〇・三・九〇・四・八〇〕デカン（別名マイレックス。第三条の表第九号において「マイレックス」という。）
  - 十四 二・二・二―トリクロロー一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）
  - 十五 ヘキサクロロブター一・三―ジエン
  - 十六 二―（二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―ターシャリーブチルフェノール
  - 十七 ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩
  - 十八 ペルフルオロ（オクタン―一―スルホニル）〓フルオリド（別名PFOSF）

十九 ペンタクロロベンゼン

二十  $r-1 \cdot c-2 \cdot t-3 \cdot c-4 \cdot t-5 \cdot t-6$ —ヘキサクロロシクロヘキササン（別名アルファ—ヘキサクロロシクロヘキササン）

二十一  $r-1 \cdot t-2 \cdot c-3 \cdot t-4 \cdot c-5 \cdot t-6$ —ヘキサクロロシクロヘキササン（別名ベータ—ヘキサクロロシクロヘキササン）

二十二  $r-1 \cdot c-2 \cdot t-3 \cdot c-4 \cdot c-5 \cdot t-6$ —ヘキサクロロシクロヘキササン（別名ガンマ—ヘキサクロロシクロヘキササン）

二十三 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇（二・六）・〇（三・九）・〇（四・八）」デカン—五—オン（別名クロルデコン）

二十四 ヘキサブromoビフェニル

二十五 テトラブromo（フェノキシベンゼン）（別名テトラブromoジフェニルエーテル。第三条の表第十二号において「テトラブromoジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブromo（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブromoジフェニルエーテル。第三条の表第十三号において「ペンタブromoジフェニルエーテル」という。）

二十七 ヘキサブromo（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブromoジフェニルエーテル）

二十八 ヘプタブromo（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブromoジフェニルエーテル）

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製品
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
二 ポリ塩化ナフタレン	一 潤滑油及び切削油

<p>(塩素数が三以上のものに限る。)</p> <p>三 アルドリン及びD D T</p>	<p>四 デイルドリン</p>	<p>五 クロルデン類</p>	<p>六 ビス(トリブチルスズ) 〓 オキシド</p>	<p>七 N・N'—ジトリル—パラ—フェニレンジアミン、N—トリル—N'—キシリル—パラ—フェニレンジアミン又はN・N'—ジキシリル—パラ—フェニレンジアミン</p>	<p>八 二・四・六—トリ—ターシャリーブチルフ</p>
<p>二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>三 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>	<p>一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>	<p>一 木材用の防腐剤及び防虫剤</p> <p>二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p> <p>三 羊毛(脂付き羊毛を除く。)</p>	<p>一 木材用の防腐剤及び防虫剤</p> <p>二 木材用の接着剤</p> <p>三 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。)</p> <p>四 防腐木材及び防虫木材</p> <p>五 防腐合板及び防虫合板</p>	<p>一 ゴム老化防止剤</p> <p>二 スチレンブタジエンゴム</p>	<p>一 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)</p> <p>二 潤滑油</p>



エノール	九 マイレックス	十 二―(二H―一二・ 三―ベンゾトリアゾ ル―ニール)―四・ 六―ジーターシャリ ブチルフェノール
木材用の防虫剤	一 化粧板 二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエータグリルその他の自動車の部品(金属製のものを除く。) 六 照明カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 八 防臭剤 九 ワックス 十 サーフボード 十一 インキリボン 十二 印画紙 十三 ボタン 十四 管、浴槽その他のプラスチック製品(成形したものに限る。) 一 航空機用の作動油 二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 半導体(無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。)の製造に使用するエッチング剤 五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 研磨剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	十一 P F O S 又はその塩

	<p>九 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）</p> <p>十 印画紙</p>
<p>十二 テトラブロモジフ エニルエーテル</p>	<p>一 塗料</p> <p>二 接着剤</p>
<p>十三 ペンタブロモジフ エニルエーテル</p>	<p>一 塗料</p> <p>二 接着剤</p>